

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局 御中

各都道府県 私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用 均等・児童家庭局保育課

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行準備に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新制度の実施に当たり、私立幼稚園は、新制度に移行するか、引き続き現行の私学助成等を受けるかの選択を行う必要があります。また、新制度に移行する際に、幼稚園のまま移行するか、認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）となるか等の選択を行うことも必要となります。また、現在、私立幼稚園の 9 割以上が実施している預かり保育について、新制度に移行する幼稚園については、新たに創設される一時預かり事業（幼稚園型）により実施することが基本となります。

私立幼稚園がこうした選択を、自らの意思と正しい情報に基づき、園児等の保護者や地域の状況等を踏まえて的確に選択できるよう支援することが、地域のニーズに応じた教育・保育の実施を確保するという新制度の趣旨に照らして必要であり、とりわけ、新制度の実施主体である市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、地域の教育・保育に係る提供体制を確保し、私立幼稚園の新制度への円滑な移行を図ることが、新制度の円滑施行のため重要となります。

こうした中で、私立幼稚園関係者からは、

- ・ 市町村の相談窓口の整備及び市町村との関係構築
- ・ 希望する幼稚園の認定こども園への円滑な移行
- ・ 施設型給付（公定価格）の幼保・公私間の公平性の確保、小規模園への配慮、教育の質を保障する価格設定（地方単独費用部分の確保を含む。）
- ・ 従来は私学助成の対象としていた預かり保育の継続実施・充実
- ・ 私立学校としての特性を踏まえた、上乗せ徴収等の柔軟な取扱い

などが、新制度への移行に当たっての懸念事項と指摘されているところであり、これらに適切に対応することが、新制度の円滑実施のため重要になってきます。

こうした観点に立ち、私立幼稚園の新制度への円滑移行を図るため、国として必要な支援策等を適切に実施するとともに、都道府県及び市町村で対応をお願いしたい事項について、下記のとおり取りまとめましたので、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、内容を十分御了知の上、適切に対応いただくようお願いいたします。また、各都道府県から、管内の市町村及び私立幼稚園に対してこの内容を周知いただくとともに、各市町村において適切な対応が確保されるよう配慮方をお願いいたします。

なお、この通知の内容は、総務省自治財政局とも調整済みであることを申し添えます。

記

I 事業者等に対する相談・支援体制の整備等

1. 国による相談・支援体制等の整備

- 国においては、私立幼稚園の経営者等の教育・保育を実施する事業者が新制度を正しく理解できるよう、Q&Aの作成など各種の支援策を講じていく予定であること。
- また、内閣府、文部科学省及び厚生労働省において、事業者や地方自治体からの新制度に係る照会等に対応する窓口を設け、様々な相談への対応や助言等を行うとともに、必要に応じて調査等を行い、制度の趣旨に沿った運用を確保することとした（連絡先等の詳細は、別紙のとおり）ので、私立幼稚園等からの相談対応等に当たり活用いただくとともに、事業者等への周知方をお願いしたいこと。

2. 市町村及び都道府県における相談・支援体制の確保

- 市町村及び都道府県の担当部署において、私立幼稚園の経営者等の事業者等からの照会等に適切に対応できる体制を確保することが重要である。
- 新制度の実施主体であり、教育・保育に係る施設型給付や一時預かり事業を含む地域子ども・子育て支援事業の実施主体となる市町村において、各幼稚園における地域の子どもの利用状況や各幼稚園経営者の今後の動向の把握等に努めることが、地域の教育・保育に係る提供体制を確保し新制度を円滑に施行するために不可欠である。したがって、こうした状況把握を行うとともに、私立幼稚園からの照会を受け付ける窓口を設置・明示するなど、円滑な意思疎通を図るよう体制を確保されたいこと。
- とりわけ、都道府県の私立幼稚園の所管課においては、私立幼稚園の置かれた状況を的確に把握し、都道府県の新制度の企画立案等に活かすとともに、都道府県の新制度担当部署とも連携を図りつつ、私立幼稚園からの照会に適切に対応し、市町村等に適切な対応を助言等することが期待される。このように、都道府県の私立幼稚園の所管課においても、新制度に係る私立幼稚園からの照会を受け付ける窓口を設置・明示するなど、適切な対応をお願いしたいこと。

3. 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

- 新制度は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするものであることから、市町村及び都道府県の地方版子ども・子育て会議等の構成員に子ども・子育て支援関係者が幅広く参画することが、新制度の円滑な実施のために必要と考える。幼稚園関係者も含め、地域の関係者の均衡のとれた参画に配慮することを改めてお願いしたいこと。

II 計画に基づく新制度移行

1. 必要量に応じた供給体制の確保

- 新制度ではニーズ調査等に基づき地域の教育・保育等の必要量（ニーズ）を把握し、これに対応する供給体制を確保することを目指し、子ども・子育て支援事業計画に位置づけ、その実現を図ることとしている。
- その際、特に認定こども園に係る供給体制の確保については、幼稚園・保育所等の事業者の認定こども園への移行希望を踏まえた特例措置を設け、いわゆる供給過剰地域も含め認定こども園の認可・認定を行う仕組みを整備している。この特例は、都道府県、指定都市及び中核市において、事業者の意向を確認し、地域の供給見込み量と必要量との比較を行った上で、上乗せ量の設定を行うか否かを含め、地方版子ども子育て会議等で調査審議することを想定しており、この趣旨を十分に踏まえ、透明化を図りながら、計画を策定するよう改めてお願いしたいこと（平成26年4月1日付け事務連絡「認定こども園への移行について」を参照）。

2. 新制度への移行の意向調査

- 私立幼稚園等の事業者が、新制度に移行するか、また、認定こども園となるかの意向については、都道府県及び市町村に調査いただく予定としているが、その調査方法等については、本年5月頃を目途に、公定価格に係る仮単価の提示と併せてお示しする予定としている。この調査は、予算案等の作成に当たり、私立幼稚園等が新制度に移行するか現行の私学助成に残るか否かを見込むために必要であるだけでなく、新制度の実施主体である市町村や、市町村を支援し、財政支援を行う都道府県にとっても、事業計画や予算案の策定等に当たり必要なものであり、是非協力をお願いしたいこと。

また、この意向調査は、各事業者に速やかに回答をいただく必要があることから、各事業者が仮単価提示後に短期間で的確な判断ができるよう、あらかじめ、新制度の内容や基準等について理解を得ていくことが必要と考えている。都道府県及び市町村におかれては、地域の実情に応じて、適宜、新制度の説明会、意見交換会等の開催に

努められたいこと。

- 幼稚園から新制度への移行の時期は、施行年度である平成27年度に限られるものでなく、いつでも可能であること（確認制度に係る法人格特例を受けなければ新制度の給付対象施設とならない個人立の幼稚園（及び保育所）を除く）に留意の上、各都道府県及び市町村は、事業者等への相談・助言、計画策定等に当たられたいこと。
- 本年6月頃までに実施を予定している意向調査においては、平成27～31の各年度における移行希望を把握することを想定しているが、意向の変更は当然可能であり、また、翌年以降も、少なくとも施行当初は毎年、意向を確認することを想定していること。

III 認定こども園への移行支援

- 国においては、私立幼稚園等の認定こども園への移行を支援するため
 - ・保育所緊急整備事業（認可保育所）や認定こども園整備事業費による調理室等の施設整備への支援（なお、平成25年10月18日付け要綱改正により、認定こども園の保育所機能部分の整備事業費について、従来の1歳以上の全年齢の子どもの受入れ条件を廃止しているので、改めて確認いただきたい）
 - ・長時間預かり保育支援事業や認定こども園事業費による運営費の支援（待機児童解消加速化プラン参画市町村のみ）等の財政支援メニューを用意しているところである。
- 各地方自治体においては、上記メニューを積極的に活用し、希望する私立幼稚園等の認定こども園への移行を支援いただきたいこと。

IV 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付

1. 市町村における給付額の適正な設定

- 今般、公定価格の骨格案が子ども・子育て会議で一定の取りまとめを得たところであるが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、国の定める公定価格に係る基準をもとに、各市町村が給付額を定める仕組みとなっている。
- 新制度の円滑な実施には、この給付額が適正に設定されることが重要であるが、国の定める公定価格に係る基準は、幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この国の定める公定価格にかかる基準に基づき、各市町村の給付額を設定いただくようお願いしたいこと。
- 国の定める公定価格に係る基準と異なる額を給付額として定める市町村においては、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、特に、公定価格に係る基準を下回る給付額を設定する場合には、その合理的な理由を明確にし、対外的に説明するようにされたいこと。

- なお、新制度の施設型給付に係る国庫負担額や地方財政措置については、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付のいわゆる地方単独費用部分も含め、国の定める公定価格に係る基準に基づく所要額を設定する予定としていることから、こうしたことを十分に踏まえた対応とすること。

2. 給付額についての地方版子ども・子育て会議等での審議及び情報公表

- 1. のとおり、教育標準時間認定子どもに係る給付資額については、国の定める公定価格にかかる基準に基づき設定することが基本と考えているが、国基準と異なる額を定めようとする市町村においては、地方版子ども・子育て会議等に、その理由等を併せて提示し、審議いただいた上で決定することが適当と考えていること。
- また、都道府県は、管下市町村の給付額の設定がある程度進んできた適宜の段階で、各市町村の状況を取りまとめ、都道府県の子ども・子育て会議等に報告し、議論いただくことが適当と考えていること。
- なお、国においても、追って、全国の市町村の設定額の状況や変更した場合はその理由などの実施状況を調査し、各市町村の設定額を公表する予定としていること。

V 一時預かり事業（幼稚園型）

1. 市町村における補助事業の適正な実施

- 現行では、都道府県からの私学助成を受け、幼稚園において預かり保育が実施されているが、新制度では、認定こども園の保育標準時間認定子ども又は保育短時間認定子どもに係る施設型給付に移行するもののほか、教育標準時間認定を受ける子どもに対する預かり保育を念頭に、一時預かり事業（幼稚園型）を創設することとしている。
- 一時預かり事業（幼稚園型）は、地域子ども・子育て支援事業として実施されるものであり、その基準等については、既に一定の方向性について取りまとめがされているが、補助基準額等の詳細は追ってお示しすることとしている。
- 一時預かり事業（幼稚園型）は、地域子ども・子育て支援事業として市町村が実施するものであるが、現在の幼稚園における預かり保育の利用状況や実施状況（市町村域を超えて広域利用されていることが多いことに留意）、幼稚園の新制度への移行の意向等を把握し、市町村計画におけるニーズ調査等を踏まえて、地域の保護者のニーズに基づく事業の実施をお願いしたいこと。
特に、新制度の移行により幼稚園の預かり保育の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう、十分に配慮、いただくことが必要と考えており、適正な事業実施をお願いしたいこと。
- また、一時預かり事業（幼稚園型）の国庫補助基準においては、現行の幼稚園の預かり保育からの円滑な移行を想定し、利用回数制限 等の特段の条件を設定することは行わないこととする方向で検討を行っているが、市町村が国基準とは異なる独自の利

用回数制限、利用条件等を設ける場合には、預かり保育の受け皿としてのこの事業の性格を十分に踏まえるとともに、保護者のニーズ等を踏まえた、合理的な理由の設定、説明に努めることが必要であること。

- なお、新制度は、子どもや保護者が置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援事業を総合的に提供する体制を確保することをその目的のひとつとしていることから、保育の必要性認定の対象となり得る共働き家庭等の子どもについても、保護者の希望と選択に基づき、幼稚園の実施する預かり保育や一時預かり事業（幼稚園型）を利用することができることについて、改めて確認願いたいこと。（平成 26 年 1 月 15 日 子ども・子育て会議「保育の必要性認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」参照）

2. 事業内容等についての地方版子ども・子育て会議等での審議及び情報公表

- 1 のとおり、一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準等の事業内容の設定に当たっては、この事業が現行の私学助成の預かり保育からの移行の受け皿であるとの性格にかんがみ、特に、国基準を踏まえた事業設計とされたいが、市町村が国基準と異なる事業内容を定めようとする際には、地方版子ども・子育て会議等に、その理由等と併せて提示し、審議の上で決定することが適当と考えていること。
- また、都道府県は、管内市町村の検討がある程度進んできた適宜の段階で、各市町村の状況を取りまとめ、都道府県の子ども・子育て会議等に報告し、議論することが適当と考えていること。
- なお、国においても、追って、全国の市町村の実施予定箇所数、利用料、補助単価等や補助単価等を変更した場合はその理由などの実施状況を調査し、公表する予定としていること。

(別紙)

○ⅠのⅠ. の照会等の対応窓口は、以下のとおり。

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室（総合窓口）

TEL : 03-3581-1403 FAX : 03-3581-0992

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-6734-3136 FAX : 03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL : 03-3595-2542 FAX : 03-2595-2674

○なお、事業者からの新制度に係る各種の照会や相談等への対応については、Ⅰの2. の趣旨のとおり、一義的には、各都道府県及び各市町村において適切な体制を確保の上対応いただくことをお願いします。ただし、必要な場合には、事業者から国の窓口へ直接照会や相談等をお寄せください。

私立幼稚園の新制度への円滑移行について

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定子ども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定子ども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乘せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定子ども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえ、国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえ、下回る場合には合理的な理由説明を実施

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議
- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づき事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえ、合理的な理由説明を実施

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

	位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可)	財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定子ども園 (幼保連携型) (幼稚園型) ○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) : 学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) : 保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育二一ズ」に対応	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督 ※新制度において、認可・指導監督等の一本化、給付の共通化を行うことにより、幼保連携型認定こども園の二重行政を解消 ※認可等の際、都道府県は実施主体である市町村との協議を行う	○「保育の必要性」の認定を受けた利用者: 「保育時間」に対応する「施設型給付」※² ○その他の利用者: 「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成 (特別補助等) ※³	○応諾義務 * 定員を超えた場合は、選考可 ○利用者負担は応能負担 * 一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受ける幼稚園 ○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育二一ズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、市町村が認可・指導監督	○「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成 (特別補助等) ※³
	「施設型給付」を受けない幼稚園※¹	○都道府県が認可・指導監督	○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費	○建学の精神に基づく選考 ○価格は設置者が設定

※¹ 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

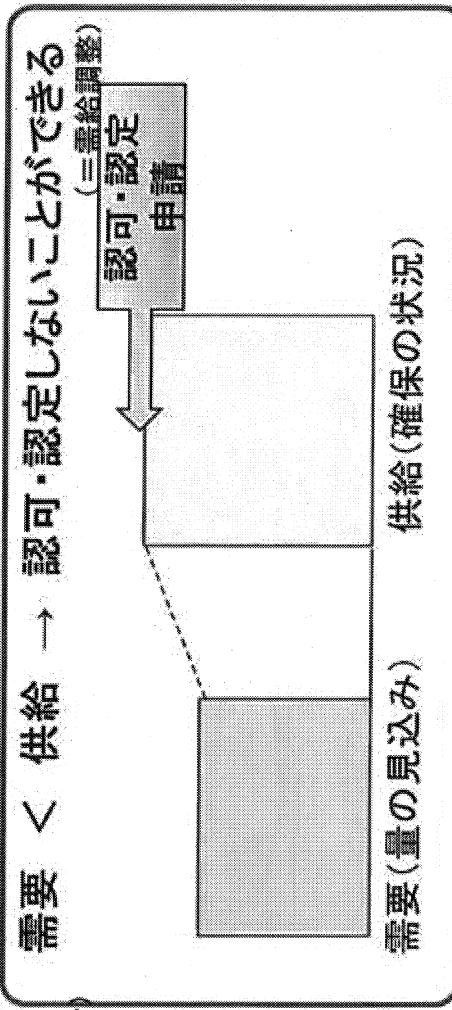
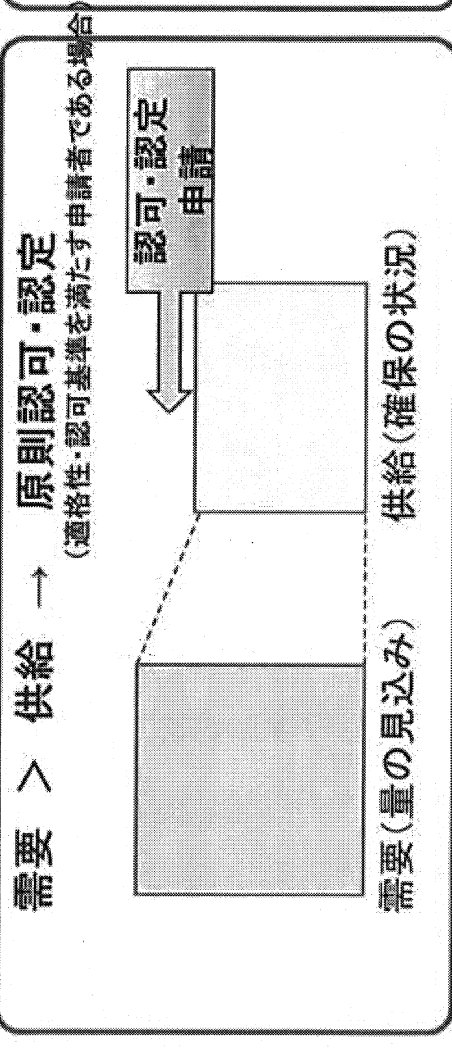
※² 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。

自治体計画と認可・認定の関係（認定こども園への移行特例）

○ 都道府県は、一定区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

- ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。
- ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。



○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給
→ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。

